

会議概要

委員長	ただいまから、平成 27 年第 10 回松山市教育委員会定例会を開会します。 会議録署名人に、一色委員を指名します。
委員長	本日の教育委員会定例会には、13 名の傍聴を許可しています。 －傍聴人に留意事項について説明－
委員長	それでは、日程第1 報告第17号「松山市青少年育成支援委員の委嘱について」説明を求めます。
教育支援センター事務所長	－松山市青少年育成支援委員の委嘱について説明－
委員長	説明が終わりましたが、意見等ありませんか。
松本委員	私もこの会に参加させていただいたことがあるのですが、この会は多忙な 商店主の方が集まってくださって、子どもたちの非行防止、主に万引きの現 状と万引きの防止ということを警察の方や生徒指導の教諭とともに熱く語ら れるような本当にありがたい会だと思っております。このまま子どもたちの非 行防止のために続けていただきたいと思っております。 松山は大きな町なので企業もたくさんありますが、委員は、この20の商店 でしばらくは構成するというのでしょうか。
教育支援センター事務所長	現在、主な 20 の店舗で構成されておりますので、現状はこの店舗数です。 主に当初はコンビニからスタートをしましたが、百貨店、スーパーなどの 店舗も巻き込んで一緒に万引き防止、青少年の非行防止のための活動をし ていただいております。
松本委員	ありがとうございます。商店主の方にご迷惑をかけないように健全育成に努 めていただきたいと思います。
委員長	ほかに、意見等ありませんか。(なし)
委員長	それでは、異議はありますか。(異議なし)
委員長	異議なしと認めます。
委員長	次に、日程第2説明事項「平成27年度全国学力・学習状況調査 松山市立 小中学校の調査結果について」説明を求めます。
学校教育課長	－平成 27 年度全国学力・学習状況調査 松山市立小中学校の調査結果に ついて説明－
委員長	説明が終わりましたが、意見等ありませんか。
松本委員	中学生の子どもたちは家庭学習の時間が部活等でとりにくいというようなこ ともあり、家庭での学習時間が全国平均を下回っておりますが、今、中学生 に家庭学習の時間を確保するためにどのような指導をされているのでしょ

	か。
学校教育課長	現実として松山市の中学生の場合は部活動を熱心に行っている生徒も多いため、なかなか家庭学習の時間等がとりにくいというのが現状ではあるかと思えます。しかし、ゲーム等、テレビの視聴時間等、生活の時間の使い方を工夫する等により家庭学習の時間も確保するように各学校で指導をしていると思えます。
牛山委員	2つ質問させていただきたいのですが、1つは理科が、今回テストの中にはじめて入りましたよね。その理科の数字を見てみると、中学校はかなりいい結果が出ています。日本人全体、学校教育でも理科離れが進んでいるという中で、松山市の中学校の理科に取り組むどのような姿勢がこういう効果を出したのでしょうか。低いというのはどうしてかということを見ていくのではなくて、よいのはなぜなのかということを知ることも必要かと思いましたので、教えていただければと思います。
学校教育課長	まずは中学校の理科の教員が理科の指導について適切に熱心な指導を行っているということが大きな一つの原因だと思われれます。また、松山市の事業として愛媛大学や教育研究所等でおもしろ理科の実験教室や、出前教室が行われ、これは参加する児童・生徒については限定的ではありますが、そのような事業等も理科の興味、関心を高め、好成績につながっている一つの要因ではないかと思われれます。
委員長	よろしいでしょうか。
牛山委員	はい。2つ目の質問もよろしいでしょうか。 もう一つは、やはり中学生のこの状況を拝見していて、将来に一生懸命打ち込んでいるものがあるかといったことに対して良好な結果が出ているということなんですよ。しかし、平均をとると、良好だけど、もしかしたら二極化しているのではないかというような懸念があります。これについては教育委員会の方で現場とのつながりの中でどういうことを思われているか教えていただけますか。
学校教育課長	この調査にもありますように、松山市の中学生については、将来についていろいろ打ち込んでいるものがあるということについて、いい結果が出たということは、松山の教育がそういう方向に向かって、日々子どもたちとともに教師が一生懸命努力している結果ではなかろうかと考えています。 二極化しているかどうかということについては、詳細な分析の資料がありませんが、将来の目標を失っているような生徒がいるということは現実としてあるかと思えますので、そういう生徒につきましては、学校の方で一人一人の状況を丁寧に見つつ、将来に夢や希望を持たせるような進路相談を進めてまいりたいと考えています。

委員長	ほかに、意見等ありませんか。
委員長	32 ページからの膨大な調査結果の分析がされているわけですが、小学校は非常に全国平均に対して高く、中学校も平均かやや上ぐらいのデータが出ていると思います。 また、今後の課題について今説明もありましたけれど、学校訪問、教科等の主任会などの場で、いかして、さらなる向上を望みたいと思います。
委員長	ほかに、意見等ありませんか。(なし)
委員長	それでは、次に日程第3 請願第4号「中学校教科書採択についての弁明を求める請願書」について議題といたします。
委員長	本件は、日程第5の請願第6号「中学校教科書採択についての弁明を求める請願書」及び日程第7 請願第8号「中学校教科書採択についての弁明を求める請願書」と同内容の請願であることから、一括して審査を行い、その後個別に採決を行います。
委員長	それでは、審査に入る前に、この3件の請願の勧告事項を確認しておきます。
委員長	－勧告事項の確認－
委員長	意見等ありませんか。
教育長	まず、請願者からの説明を受けることとということでもありますけども、いただいた書面で請願の趣旨が読み取れます。特に説明をいただく必要はないと考えます。以上です。
委員長	(傍聴人へ)最初にお願いしましたとおり、反対、賛成等々、また議案等々について会議の妨害となるような行為をすることは禁じられております。ご静粛にお願いをいたします。
委員長	(傍聴人へ)ご静粛にお願いします。 ほかにありませんでしょうか。
委員長	(傍聴人へ)教育委員の意見も謙虚に聞いていただきたいと思います。
委員長	教育長が言ったのは、請願者からの説明を受けることとあるが、いただいた書面で請願の趣旨は読み取れますということ。特に説明する必要はないと私も思います。
委員長	(傍聴人へ)審議の妨害に当たりますよ。
委員長	(傍聴人へ)意見を言った場合には退席をしていただきます。
委員長	(傍聴人へ)退席をお願いします。
委員長	(傍聴人へ)これは教育委員会で今この請願についての審議をしています。

委員長	(傍聴人へ)誠実にやっております。 もうこれ以上言った場合には退席を願います。
委員長	(傍聴人へ)退席を求めます。
委員長	(傍聴人へ)退席してください。審議の妨害になりますので、お願いいたします。
委員長	(傍聴人へ)今請願に対して教育委員会で各委員がそれぞれの意見を述べています。
委員長	ほかに、意見等ありませんか。
牛山委員	自分の意見を言ってもよろしいでしょうか。
委員長	はい。
牛山委員	学校現場の中で、それから学校関係者の方々が東京書籍版を希望していたにもかかわらずというようなことがその請願の中に書かれていましたが、調査は多数決の希望調査を行ったわけではなく、優れていると思われる事項について、報告を求めたものであったと私は理解しております。 その報告の内容については参考資料として目を通してしていると申し上げたいと思います。
委員長	ほかにどうでしょうか。
一色委員	採択にあたって報告書の内容について全く審議しなかった、また子どもの学習権に基づく教科書であるかどうかについての審議を行わなかったとございますけれども、教育委員会は採決の場であると私どもは考えております。したがって、報告書や教科書等についての吟味は委員会までに長時間かけてそれぞれの委員が行っておりますので、その結果を教育委員会で端的に述べたものであるというふうに私どもは理解しております。
委員長	私からも、教科書の内容比較に関する審議を行っていないとありますが、採択の場では東京書籍版と育鵬社版についての意見が出されました。それ以外に別の意見がなかったために採決を行いました。
委員長	質問についてどうですか。
松本委員	質問の中に採択は、教育的専門的知識経験と判断を必要とする規定に反する採択であったということが書かれてありますが、専門的な意見を求めるために調査部会等に報告を依頼しております。それらの報告も踏まえて教育委員の判断であります。
委員長	(傍聴人へ)ご静粛にお願いします。
教育長	今回の教科書採択に当たっては、教育基本法をはじめとして無償措置法、文部科学省の通知、そして愛媛県からの通知などに従い適切に行ったもの

	<p>であります。したがって、法律等に抵触するような手続は一切行っておりません。また、今回の採択については、8月下旬の校長研修会でも報告、説明をしております。また、今後も学校訪問等の機会を捉えて学校現場に対しては適時説明していく予定であります。</p> <p>よって、この請願について不採択でよいと考えています。</p>
委員長	ほかに、意見等ありませんか。(なし)
委員長	ご意見もほかにないようですので、採決してよろしいでしょうか。(異議なし)
委員長	<p>それでは、採決いたします。</p> <p>日程第3 請願第4号「中学校教科書採択についての弁明を求める請願書」について、本件を不採択とすることに賛成の方は挙手を願います。</p>
	—(全員賛成)—
委員長	<p>挙手全員であります。</p> <p>したがって、本件は不採択と決定しました。</p>
委員長	次に、日程第4 請願第5号「松山市の教育行政に教師の声・子どもたちの声を積極的にとり上げることを求める請願書」について議題といたします。
委員長	それでは、審査に入る前に、本件の請願についての勧告事項を確認しておきます。
委員長	—勧告事項の確認—
委員長	意見等ありませんか。
一色委員	松山市の教育に関しまして、私たちは普段から市の教育委員会として学校訪問等で学校に出向いております、それぞれ現場の先生方とも意見交換を行い、学校現場からの声を素直に聞いております。
委員長	ほかに、意見等ありませんか。
松本委員	保護者からの意見が本当に聞き入れられているのだろうかということにつきましては、PTA活動の中で学校に意見が寄せられております。また、何かありましたら、学校から教育委員会または保護者からも直接連絡がありますので、教師や保護者の意見を聞くことについて現状で特に支障はないと思います。
委員長	ほかに、意見等ありませんか。
教育長	教育委員会というのはどなたの意見も受け付けております。そういう意味で今回特別に議論する場を設けることについては必要があるとは考えておりません。以上です
委員長	ほかに、意見等ありませんか。(なし)

委員長	採決してよろしいでしょうか。(異議なし)
委員長	それでは、採決いたします。 日程第4 請願第5号「松山市の教育行政に教師の声・子どもたちの声を積極的にとりに上げることを求める請願書」について、本件を不採択とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
	－(全員賛成)－
委員長	挙手全員であります。 したがって、本件は不採択と決定しました。
委員長	次に、日程第5 請願第6号「中学校教科書採択についての弁明を求める請願書」について議題といたしますが、こちらは先ほどの日程第3 請願第4号において審査を行いましたので、採決してよろしいですか。(異議なし)
委員長	それでは、採決いたします。 日程第5 請願第6号「中学校教科書採択についての弁明を求める請願書」について、本件を不採択とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
	－(全員賛成)－
委員長	挙手全員であります。 したがって、本件は不採択と決定しました。
委員長	次に、日程第6 請願第7号「中学校教科書採択についての弁明を求める請願書」について議題といたします。
委員長	それでは、審査に入る前に、本件の請願の勧告事項を確認しておきます。
委員長	－勧告事項の確認－
委員長	意見等ありませんか。
教育長	請願者からの説明を受けることとありますけども、請願書の内容で審議を行うものでありますから、先ほど同様、請願第4号と同様に特に説明していただく必要はないと考えます。 また、採択委員会を懇話会形式にしたのは、去年の小学校の教科書採択から見直したものであります。市の教育委員会が設置する教科書採択委員会には法律等による定めはなく、採択に際しては教員や保護者、学識経験者からの意見を取り入れるために設置しておりましたが、より幅広い意見を教育委員会にいただけるよう形式を変更したものです。 現在、採択委員会が調査部会や学校報告書の影響を受けずに採択委員のそれぞれの視点で調査しておりまして、自由な幅広い意見が出されていくと思っております。以上です。
委員長	ほかに、意見等ありませんか。

委員長	(傍聴人へ)ご静粛にお願いします
委員長	ほかに、意見等ありませんか。
一色委員	教育委員会の定例会における審議につきまして、ご意見が幾つかあるが、請願第4号、第6号でも述べたとおり、教育委員会は採決の場であると考えております。教科書の内容や報告書についての吟味は、委員会までに長時間をかけて各委員がそれぞれ検討を行っておりまして、その結果を教育委員会で述べたものであるというふうに私どもは理解しております。
委員長	教科書の内容比較の審議を行っていないということですが、採択の場では東京書籍版と育鵬社版についての意見が出され、審議は行ったと考えています。
委員長	ほかにありませんか。
委員長	(傍聴人へ)ご静粛にお願いします。
牛山委員	採択は、教育専門的な知識経験と判断を必要とするという規定に反して法律違反だというご意見がありましたが、委員、それから先生方の意見、それから採択委員会の意見も全部含めて教育専門的知識と経験、判断ということを取り込んでいるので、法律違反だということではないと思います。専門的な意見を有する調査部会等の報告内容を踏まえて採択を行ったもので、問題はないと私は考えております。
教育長	先ほど申し上げましたとおり、教科書採択の流れでは、教育基本法はじめ無償措置法、文部科学省の通知、そして愛媛県からの通知等に従い適切に行ったものであります。請願にある弁明や説明会の開催は必要ないと考えます。 以上です。
委員長	ほかに、意見等ありませんか。(なし)
委員長	ご意見も出尽くしたようですから、採決してよろしいでしょうか。(異議なし)
委員長	それでは、採決いたします。 日程第6 請願第7号「中学校教科書採択についての弁明を求める請願書」について、本件を不採択とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員長	－(全員賛成)－
委員長	挙手全員であります。 したがって、本件は不採択と決定しました。
委員長	次に、日程第7 請願第8号「中学校教科書採択についての弁明を求める請願書」について議題といたしますが、こちらは日程第3 請願第4号において審査を行いましたので、採決してよろしいでしょうか。(異議なし)

<p>委員長</p>	<p>それでは、採決をいたします。 日程第7 請願第8号「中学校教科書採択についての弁明を求める請願書」 について、本件を不採択とすることに賛成の方は挙手を願います。</p>
	<p>－(全員賛成)－</p>
<p>委員長</p>	<p>挙手全員であります。 したがって、本件は不採択と決定いたしました。</p>
<p>委員長</p>	<p>以上をもちまして本日予定の日程は全て終了いたしました。</p>
<p>委員長</p>	<p>これをもちまして平成27年第10回の定例会を閉会いたします。</p>